

平成28年第25回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成28年第25回岩手町農業委員会総会は、平成28年5月20日、午後1時30分、岩手町役場議会委員会室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 報告第1号 平成27年度岩手町農業委員会事業報告の承認について
- (2) 議案第1号 平成28年度岩手町農業委員会事業計画(案)の決定について
- (3) 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- (4) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- (5) 議案第4号 農地法の適用外証明に対する可否の決定について
- (6) 議案第5号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
- (7) 議案第6号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について
- (8) 議案第7号 農地売買等事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- 1番 山口 弘
- 3番 國枝 金一
- 4番 細野 清悦
- 5番 井戸 ツヨミ
- 6番 黒澤 金一
- 8番 田中 正志
- 9番 遠藤 美江子
- 10番 佐々木 金見
- 11番 横澤 稔秋
- 13番 佐々木 夏子
- 14番 千葉 静子
- 15番 幅 清一
- 16番 福士 好子
- (議長)19番 松本 良子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

- 2番 中村 重信
- 7番 太布 光則
- 12番 澤村 博美

17番 遠藤 幸夫

18番 佐々木 由和

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長 民部田 政彦

農地振興係主幹 滝川 勉

副主幹 府金 昌代

主任 畑中 功

(開会時刻 午後1時30分)

議 長 ただいまから第25回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は14名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。なお、本日の欠席者は、2番中村重信委員、7番太布光則委員、12番澤村博美委員、17番遠藤幸夫委員、18番佐々木由和委員の計5名であります。

議 長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。13番佐々木夏子委員、14番千葉静子委員のご両名にお願いいたします。また、書記は事務局の畑中主任にお願いいたします。

議 長 本日の総会は、配布してあります報告1件、議案7件の提出があります。お諮りします。報告1件、議案7件を議題とすることにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、報告1件、議案7件を議題とすることに決定いたしました。

議 長 報告第1号、平成27年度岩手町農業委員会事業報告の承認について、別紙のとおり、平成27年度岩手町農業委員会事業報告の承認を求め、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書1ページをご覧ください。報告第1号、平成27年度岩手町農業委員会事業報告の承認についてご説明いたします。本件は先月の農政小委員会により承認を

受けた事業報告について総会にご報告をするものです。2ページ目をお開きください。この様式は国の様式で定まっております、この形で平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価をするものでございます。Ⅰ法令事務に関する点検の1総会等の開催及び議事録の作成ですが、総会等の開催日は周知しているとの報告でございます。総会については議事録を作成してございます。議事録の公表方法は町のホームページに掲載してございます。3ページ目、事務に関する点検ですが、昨年度農地法第3条に基づく許可事務は63件でございました。63件のすべてが許可になり不許可は0件でございました。次に農地転用に関する事務、昨年度は7件でございました。転用は4条、5条ですが、3条、4条、5条すべて議事録を町のホームページで公表しているということでございます。4ページ目をお開きください。農業生産法人からの報告への対応は、岩手町には15の農業生産法人がございまして、年度末前にはすべての農業法人から報告をいただいております。次に情報の提供等、賃借料の調査がございまして、調査対象の回答が44件ございました。岩手町の平成27年度時点の農地の面積は5,395ヘクタールであると報告してございます。5ページ目の地域の農業者等からの意見等の説明は省略いたします。6ページ目、Ⅱ法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価、でございますが、管内の遊休農地面積を掲載してございます。次に遊休農地解消のための活動ですが、農地パトロールを行っているとの報告でございます。昨年度は7月と11月の2回実施しております。調査員は委員の皆さんの延べ人数に事務局員を含めて60人で対応しているとの報告でございます。続いて7ページ、Ⅲ促進等事務に関する評価、認定農業者等担い手の育成及び確保ですが、平成28年3月現在の岩手町の農家数は1,405戸、その内主業農家は365戸、農業生産法人が15件、認定農業者239というように報告してございます。8ページをお開きください。担い手への農地の利用集積ですが、管内の農地面積のうちどれだけ集積されているのかというと、管内の農地面積5,395ヘクタールに対して集積面積2,303ヘクタールになります。集積率は42.69パーセントになってございます。平成27年度は、土川2地割地区で機構集積支援事業を使用して96.6ヘクタールの集積を行いました。続きまして9ページ、違反転用についてでございますが、岩手町は違反転用はなしで報告をしてございます。

以上、平成27年度岩手町農業委員会事業報告とさせていただきます。

議長 ただいま事務局より平成27年度岩手町農業委員会事業報告をいただきましたが、皆さんから何か質疑ございませんか。

4番細野委員 4番細野です。7ページについてお伺いします。認定農業者等担い手の育成及び確保の現状の欄に認定農業者239経営、特定農業法人2法人、特定農業団体1団体とありますが、特定農業法人と特定農業団体とはどのような農家をさすのですか。

事務局 この件について、資料が手元にないので後ほどお答えしてもよろしいでしょうか。

4番細野委員 はい、わかりました。

議長 それでは後でお願いします。あとありませんか。

議長 長 岩手町の集積率についてですが、農地面積が5,395ヘクタールに対して集積面積が2,303ヘクタール、集積率が42.69パーセントとありますが、県内全体から見るとどの辺の位置にありますか。

事務局 中間管理機構の会議で県内平均は50パーセント前後ということでしたので、標準的なところより少し下回っております。水田地帯がある場所は集積が進み易いのですが、畑作地帯だと進み難いからだと思います。

議長 長 あと皆さんの方からありませんか。

6番黒澤委員 6番黒澤です。先ほどの質問の特定農業法人についてですが、町長から特定農業法人として認定をいただき、地域の農地を集積して農業経営を行うという目的を持った団体であると把握しておりますので、●●営農組合は法人に入るという形になっております。特定農業団体というのは、想像ですが、法人にならない団体と思われれます。以上参考まででございます。

議長 長 「特定」とつくのは町長が認定するのですか。

6番黒澤委員 はい、町長が認定します。地域の農地を集積して担い手として頑張っていく団体、法人であります。参考までに。

議長 長 あとありませんか。

(なしの声)

議長 長 ないようですので質疑を打ち切ります。報告第1号、平成27年度岩手町農業委員会事業報告の承認について、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 長 異議なしと認め、報告第1号、平成27年度岩手町農業委員会事業報告の承認について、を終わります。

議 長 議案第1号、平成28年度岩手町農業委員会事業計画(案)の決定について、であります。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書10ページをお開きください。議案第1号、平成28年度岩手町農業委員会事業計画(案)の決定についてご説明いたします。11ページをお開きください。農業委員会の状況ということで、岩手町の農家、農地の概要を記載してございます。

農林業センサスに基づいて記載しておりまして、4月1日現在の農家数が1,405戸、自給的農家数384戸、販売農家数1,021戸でございます。農業就業者数全体で1,887人、内数で女性が985人、40歳以下が172人となっております。農地面積については先ほどの報告と変わりありません。次に農業委員会の現在の体制についてですが、岩手町は旧制度に基づく農業委員会となっております。農業委員の定数は19名ですが、選挙委員が14名、選任委員がご覧のような数字で合計19名で運営しているものでございます。12ページ、担い手への農地の利用集積、集約化ですが、農地面積等の現状は先ほどご説明したとおりでございます。次に平成28年度の目標及び活動計画ということで、今年もいずれかの地域で農地の集積事業を行う予定で、概算の面積100ヘクタールと考えてございます。次に新たな農業経営を営もうとする者の参入促進については、平成28年度の目標及び活動計画は1経営体増えるということで計画を策定してございます。次に13ページをお願いします。遊休農地に関する措置ですが、平成27年度の報告数値と同じでございまして、遊休農地の解消面積は7.7ヘクタールということでございます。7.7ヘクタール解消のために農地パトロールを行ったり、平成28年度の税制改正により農地の固定資産税の軽減措置や耕作放棄地にかかる固定資産税の特例廃止が可決されたことから、転貸の斡旋を促進し、全面積を解消したいということで目標は掲げてございます。以上、平成28年度岩手町農業委員会事業計画(案)に係る事務局説明を終わります。

議 長 ただいま事務局より平成28年度岩手町農業委員会事業報告をいただきましたが、皆さんから何か質疑ございませんか。

15番幅委員 15番幅です。今年の新規就農者は何人ですか。

事 務 局 今年度に入ってから0です。

議 長 先日の会長、局長会議でも話題になりましたが、新規就農者は5年間の交付金をいただきながら農業経営をする中で、何も無いところからのスタートなので農機具の導入などいろいろな資材の投資にお金がかかって、この5年間で交付金を打ち切るというやり方に対して見直しのような提案も出ました。すぐそのようにはならないとは思いますが、なかなか5年間では自立できないので段階的に交付金を下げな

がらも支援して行ったらどうかというような声も出ました。でもこれはなかなか難しいのかなと思います。岩手町にも経営体は何組かありますが、この中で夫婦は何組でしょうか。

事務局 私の知っている限りでは3組です。

議長 大体2,3年はみんなやってきていると思うのですが、どのような感じですか。

事務局 県や農業改良普及センターから指導等を受けながら頑張っております。指導しながらいろいろ報告をもらいながら支援しているところです。

議長 一応5年間の経営計画を立てていると思います。その結果、努力しても困ったものだという状況でなかなか難しいということも聞いておりますし、それをいかに諦めないで継続してやっていけるかだと思います。いずれ農業というものは、自助努力というか、いろんな環境が整って自分の努力がそこについていって、はじめて回ってくるわけで、新規就農者の方たちには頑張してほしいなという思いをしております。あとありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので質疑を打ち切ります。議案第1号、平成28年度岩手町農業委員会事業計画(案)の決定について、原案のとおり可と決定することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定しました。

議長 議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、であります。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書14ページをご覧ください。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定についてご説明いたします。受付番号4番、使用貸借承認案件でございます。土地の所在は御堂第1地割及び第3地割地内の畑1筆400㎡、田1筆2,329㎡と、登記地目は山林ですが現況は畑として管理されている5,000㎡について新規就農のため親子間で使用貸借をしようとするものであります。位置図は16、17ページをご覧ください。なお、議案第2号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

以上議案第2号に係る事務局説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査員の方より報告をお願いいたします。

11番横澤委員 現地調査の結果を11番横澤から報告します。本日午前9時から事務局2名と14番千葉委員、15番幅委員と私とで現地を確認して参りました。16ページの地図を見ていただければわかりますが、●●に入っていく道路手前の左側の農地でございました。田んぼと畑になっておりまして、ここに新規就農でピーマン等をやりたいという話でしたので、農地としてはいい所だと思います。もうひとつの畑ですが、●●から奥中山方面に行く道路がありまして、奥中山から宇別に入っていく開拓農道から左に曲がったところにある広大な農地の一角でございました。周辺の農地との影響も問題がなく、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認して参りました。以上です。

議 長 現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番細野委員 15ページに「新規就農」で「経営規模縮小による」と記載ありますが、譲り渡し人である父親が規模を縮小し、後継者である43歳の息子さんが新規就農するということですか。そして、家族数3人のうち括弧の1人は後継者のことですか。

事 務 局 はい、そのとおりです。

4番細野委員 独身ですか。

事 務 局 はい、そのとおりです。

議 長 この方は今までまったく農業に従事していない方ですか。

事 務 局 ●●にお勤めだった方で、野菜に対する知識はあるということです。この前の認定農業者等認定会議の青年等就農計画の審査会においてその旨説明がありました。

4番細野委員 そうするとさっきの話に戻りますが、4月以降の新規就農者は0ということでしたが、この方は今年度分に入らないのですか。

事 務 局 この方は27年度の新規就農者です。

議 長 新規就農者に年齢制限はないのですか。

事務局 45歳以下です。新規就農といたしますか、正確には青年等就農給付金の対象は、45歳以下でスタートすれば5年間は対象になります。単年度150万円×5年という計算になるようです。

議長 あとありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議長 続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、別紙のとおり、農地法施行令第15条第1項の規定により提出された許可申請について、同条第2項の規定により意見の決定を求める。の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書18ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてご説明いたします。受付番号1番、土地の所在は子抱第5地割地内の畑1筆487㎡を記載の金額により売買し、譲受人が住宅建設をしようとするものです。位置図は20ページをご覧ください。

なお、議案第3号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。以上議案第3号に係る事務局説明を終わります。

議長 事務局より説明が終わりました。それでは、現地調査員の方より報告をお願いいたします。

14番千葉委員 議案第3号の件について、現地調査の結果を委員番号14番の私千葉から報告します。本日午前9時から事務局2名と11番横澤委員、15番幅委員と私とで現地を確認して参りました。受付番号1番の件について、地区は子抱団地地区で、国道4号久保口から森のアリーナに向かって200メートルほど行ったところにある農地でした。

周辺は宅地が点在しており、農地の面積が小さく、現在の土地の利用状況や家を建てる計画の内容、周辺農地への影響などいずれについても問題がなく、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認して参りました。以上、報告を終わり

ます。

議 長 現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

4 番細野委員 譲渡人は盛岡市の住所になっておりますが、この方はもともと岩手町の方でしょうか。

事 務 局 はい、そのようです。

議 長 あと、皆さんからありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、原案のとおり可とする意見に、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とする意見に決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第 4 号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法の適用外証明が提出されたので、可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書 21 ページをご覧ください。議案第 4 号、農地法の適用外証明に対する可否の決定についてご説明いたします。受付番号 1 番、土地の所在は土川第 4 地割地内の畑 1 筆 62 m²の土地であります。昭和 30 年より宅地の一部として利用されている土地であります。位置図は 23 ページをご覧ください。

受付番号 2 番、土地の所在は子抱第 5 地割地内の畑 2 筆、合計面積 196 m²の土地であります。昭和 45 年より道路として利用されている土地であります。位置図は 24 ページをご覧ください。

なお、受付番号 2 番については、先ほどの議案第 3 号の場所に隣接する部分になります。議案第 4 号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。以上議案第 4 号に係る事務局説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。現地調査員の方より報告をお願いします。

14番千葉委員 議案第4号の件について報告します。受付番号1番、2番を続けて報告させていただきます。調査メンバーは先ほどと同じです。受付番号1番の件について、地区は新田地区で、新田集会所から西へ200メートルほど行った農地でした。現地を確認したところ、願い出人の言うとおおり庭や花壇として利用しており、宅地に隣接して面積も小さいため、利用状況から見てもやむを得ないと判断して参りました。受付番号2番の件について、場所は先ほどの子抱団地の地区で、森のアリーナに行く手前のところにある先ほどの場所と同じ場所ですが、道路としても長年使っていたようで、それを農地に戻すには面積も小さく、これもやむを得ないと判断して参りました。以上です。

議 長 現地調査の報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第4号、農地法の適用外証明に対する決定について、原案のとおり可とすることに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第5号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、平成28年度岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号についてご説明いたします。議案書は26ページをご覧ください。受付番号4番、土地の所在は久保第4地割ほか合計14筆、合計面積43,855㎡の土地について岩手県農業公社に10年の期間、使用貸借権設定しようとするものです。

受付番号6番、土地の所在は葉木田第1地割地内の畑1筆、面積11,510㎡の土地について岩手県農業公社に15年の期間、年額50,000円の金額により賃貸借権設定しようとするものです。以上議案第5号にかかる事務局説明を終わります。

議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。皆さんから何か質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第5号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、原案のとおり可とすることに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第6号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、岩手町長より意見の決定を求める旨申し出があった件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第6号についてご説明いたします。先ほどご審議いただいた議案第5号の農地について、今度は岩手県農業公社より使用貸借及び賃貸借で議案第5号の方が借り受けるという案件でございます。29ページをご覧ください。先ほど●●さんが中間管理機構に貸し出した農地を●●法人が借り受けるということになります。続きまして、31ページをご覧ください。先ほど●●さんが中間管理機構に貸し出した農地は今度は中間管理機構から●●さんが借り受けるという案件でございます。以上議案第6号にかかる事務局説明を終わります。

議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。皆さんから何か質疑ございませんか。

事 務 局 一つ訂正をお願いします。議案書31ページの貸し出す期間ですが、(10年)とあるを(15年)に訂正をお願いします。

議 長 あと質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第6号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、原案のとおり可とすることに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 次に、議案第7号、農地売買等事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第7号についてご説明いたします。議案書34ページをご覧ください。一方井第11地割地内の田んぼ1,357㎡を、岩手県農業公社から●●さんが借り受けるというものです。所有権移転の費用は記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。皆さんから何か質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第7号、農地売買等事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、原案のとおり可とすることに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第25回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時23分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長 印

13番 印

14番 印